

# 火災調査体制等充実強化に関する 検討報告書の概要

全国消防長会

火災調査については、消防機関に与えられた極めて重要な業務であり、各消防本部は適切に行い、火災予防を中心とした消防行政に反映させることが必要である。

しかし、このように重要な業務であるにも関わらず、一部の消防本部では、火災調査に関する組織や体制が十分でないところが見受けられる。

このため全国消防長会は、火災調査体制の向上のため、昭和 57 年に「火災調査研究会」を設置し報告書や答申書をもって各消防本部等に示し、充実・強化を図ってきたところである。しかし、火災の多様化、製造物責任法の施行、情報開示条例の制定等、最近の火災調査を取り巻く環境は変化し、更なる充実・強化が必要となったことから、平成 10 年 11 月から平成 11 年 3 月まで会長都市及び法制、予防、警防、組合消防の各事業推進委員会の委員長等を委員とした「火災調査体制等充実強化に関する検討委員会」を設置して検討を行った。

以下、検討委員会報告書の概要を紹介する。

## 第 1 検討委員会における検討事項

### 1 火災調査体制の充実・強化

火災調査体制の充実・強化については過

去に全国消防長会でも検討されたが、未だ十分な体制とは言えないことから次の 2 項目について具現策の検討を行った。

(1) 調査体制の整備・充実

(2) 調査支援体制の充実

### 2 調査担当者の資質の向上

専門的な知識や技術を有する職員を育成し、調査担当者の資質を向上させる具体的な方策として、次の 2 項目について検討した。

(1) 教育等の充実

(2) 施設、資器材の充実

### 3 検討結果の効果的普及・実施方策

検討結果が効果的に反映され、調査体制の向上に繋がるように今後の方策について検討した。

## 第 2 検討委員会での検討結果

### 1 火災調査体制の充実強化

(1) 火災調査体制の整備・充実

ア 火災調査担当部署の整備

各消防本部での火災調査担当部署の設置状況については、約 9 割の消防本部で「調査」の名称を付けたセクションが設置されていない。このことから、消防庁予防課長通知や火災調査体制整備検討調査書に記載されている「規模別調査体制モデル」を参考に、消防本部や消防

署に火災調査担当部署を設置して、火災調査責任の明確化を図る必要がある。

#### イ 調査担当者の確保

各消防本部における火災調査担当者の配置状況は、財政難や人員不足等の理由で不足している現状にあり、消防本部の規模が小さくなる程この傾向は強くなっている。

このため消防庁予防課長通知に示された「調査担当者の養成と適正配置」に基づいて、各消防本部の組織内に勤務の形態を問わず、火災調査業務に携わる調査担当者を最低1名以上配置して、効果的な火災調査業務を行わなければならない。

#### ウ 調査担当者の資格制度

火災調査技術のレベル向上や調査担当者の士気高揚を図るため、資格管理制度を積極的に導入する必要があるが、この制度を採用している消防本部は少ない。また資格管理制度を採用している消防本部でも、消防長や署長が消防本部独自の資格として付与又は指定している程度である。このため将来的には全国的に統一した資格とすることが望ましいが、当面は各消防本部の実情に応じて調査担当者の指定又は資格認定を図る必要がある。

### (2) 調査支援体制の充実

#### ア 消防本部相互の支援体制

火災調査に係わる相互支援体制については、過去にも検討されているほか、消防庁予防課長からも相互支援体制の確立について通知されている。しかし、大多数の消防本部で支援体制が確立さ

れていないほか、協定等が締結されていても実効性が伴っていないのが実情である。このため次の事項を推進する。

- ・全国消防長会各支部及び都道府県消防長会において、傘下消防本部の実情を踏まえ協定締結の促進を図る。
- ・大規模消防本部による支援体制を構築するとともに、支援を必要とする消防本部は積極的に支援を受ける。

#### イ 都道府県による支援体制

都道府県における火災調査研修の充実及び、相互支援体制の確立に関する指導助言については過去にも要望を行った。その後火災調査を取り巻く社会情勢が大きく変化したことから、再び都道府県に対して管下消防本部の実態に応じた火災調査支援体制の構築について指導、助言を要望する。

また、各消防本部で行う火災原因究明について解決困難な事案は、都道府県が学識経験者を中心とした鑑定組織を設置し、各消防本部の要請に基づいて、指導・助言を行う組織を構築する。

#### ウ 消防庁、消防研究所による支援

全国の消防本部における火災調査体制の充実強化を図るため、消防庁は調査に係わる指導及び助言を積極的に推進する。

また、消防研究所においては機能の強化を図り、消防本部からの依頼に基づき、専門家の派遣や鑑定等の支援を行う体制を構築する。

## 2 調査担当者の資質の向上

### (1) 教育等の充実

#### ア 全国消防長会支部, 都道府県消防長会, 消防本部

火災調査に関する研修会や, 実務講座等の開催要望が多い反面, 全国消防長会の各支部単位では予防実務講習会等で一部実施する場合はあるが, 火災調査に的を絞った教養等は行われていない。各消防本部の調査技術の向上を図るためには, 調査担当者間での事例研究や情報交換の場を設けることが必要である。このため次の事項を積極的に推進する。

- ・全消会各支部, 各都道府県消防長会及び大規模消防本部にあっては, 地域の実態に応じて火災調査に係わる研究会等を開催する。
- ・特異火災等については, 近隣消防本部が相互に強力し, 各本部の調査担当者に現場経験を積ませる機会の確保に留意する。

#### イ 消防学校

消防学校における火災調査の教育訓練については, 消防学校の教育訓練の基準により 70 時間以上の教育が定められている。しかし, この基準に従い実施している消防学校は全体の半数以下である。また, 全国の消防本部に対して行った火災調査に関するアンケートの結果によると, 現場活動を中心とした教育訓練の充実を望んでいる。

このことから, 全国の消防学校においては, 専門的な調査担当者を養成するため, 実践的かつ実務的な教育を計画的に実施する。

#### ウ 消防大学校等

消防大学校では昭和 58 年から火災調査講習会を実施している。また支援機関((財)消防科学総合センター)では基礎講習と実務講習を実施している。しかし, それぞれの講習会ともに開催期間や開催回数については, 必ずしも十分ではない。このため消防大学校においては, 火災調査課程の新設を含め研修の回数の拡大や, 教育内容の一層の充実を図る。また, 支援機関が行う研修についても充実強化する。

消防本部の研修参加費や教材の取得費等については, 現行の地方交付税がさらに充実されると共に, 各消防本部はこの制度が有効に活用できるよう努力する。

#### エ 教育指導者の育成

火災調査についての知識・経験を有する職員が不足しているため, 調査業務を指導する教育指導者の育成が望まれている。

教育指導者の育成については, 独自に研修体系を定めている消防本部や, 消防大学校の火災調査 P 習会の修了者を対象に講師養成講習会を開催する消防学校など積極的に取り組んでいるところもあるが, 中小の消防本部では財政難や人員不足から研修派遣要員が確保できないなどの問題を抱えている。

このため教育指導者を育成するについて次の事項を積極的に推進する。

- ・調査担当者のレベルや本部の実情に応じた, 教育指導者育成のための研修体系を定めグレード化を図る必要がある。

- ・各消防本部における火災調査の教育指導者としての位置づけを、資格管理制度により明確化を図る
- ・近隣消防本部や都道府県を単位とした研究会や情報交換会の開催等により教育指導者の資質向上と消防学校教育への反映を図る。
- ・教育指導者としての処遇に配慮し、士気高揚を図る。

### 3 施設・資器材の充実

各消防本部において、施設・資器材を必要とする鑑定業務について他への依頼状況を見ると、自己本部の研究所等に鑑定を依頼する本部は全体の 2%にとどまり、多くの消防本部では、他の機関等に鑑定を依頼しているのが現状である。

火災調査を科学的に実施する為には、分析や測定が可能な調査用資器材の整備が必要である。このため消防庁予防課長通知に基づき、平成7年度から地方交付税の措置が取られており、今後は有効に活用するため市町村の財政担当者に対して積極的な働きかけが必要である。

調査用の施設・資器材を充実させるためには次の改善策が必要である。

- (1) 各消防本部が、規模や火災状況に応じて、地方交付税を有効に活用して必要な調査用資器材の整備・充実を図る。
- (2) 都道府県及び消防学校においては、火災調査に必要な科学的設備の充実強化を図る。
- (3) 施設・資器材の充実が困難な場合は、近隣の研究施設等を保有する大規模消防本部との間で応援協定を構築するとともに、状況に応じて火災原因調査の一

部(試験、分析等)を試験研究機関等に委託するなど外部調査機関の活用を図る。

## 第3 検討結果の効果的普及・実施方策

### 1 会員に対する検討結果の周知徹底等

今回行った検討結果については、本会から会員に対して周知するとともに推進すべき事項については実現の徹底を図る。さらに、各消防本部においては火災調査担当者を概ね1~2年以内に定めることとする。

### 2 都道府県単位、支部単位での火災調査体制等充実強化方策の検討及び推進

本会の検討結果を基に、各都道府県又は各支部において行われる総会や役員会等の会議で、次の充実強化方策等について議題として取り上げて検討し、火災調査体制等の充実強化を推進する。

- (1) 調査支援体制の充実(支援に係わる協定締結の促進・都道府県単位の支援体制等)
- (2) 教育等の充実(火災調査に関する実務講習会、火災研究会、シンポジウムの開催等)
- (3) 調査資器材の整備充実

### 3 推進状況の把握及び特別研究会の設置

全国消防長会は、各消防本部の調査体制の充実強化方策等の推進状況を定期的に把握するものとし、さらに推進すべき方策について検討等するため、特別研究委員会を設置する。

今回行った「火災調査体制等充実強化に関する検討」は、これまで行われた火災調査研究会の答申や消防庁予防課長の通知等に基づく各種対策を踏まえ、更に一步前進した充実・強化を図る必要から論議されたも

のである。

各消防本部の調査体制を向上させるためには、消防庁等の関係機関にご指導、ご支援を強く要望することは勿論であるが、各消防本部が、火災調査に関して社会的な責任

を有していることを十分に認識し、今回行われた検討委員会の結果報告書に基づいて自己消防本部の火災調査体制の充実・強化に向けて努力し、実行することが必要である。

